

令和 7年 6月 5日

(株) 東日本開発

代表取締役
鈴木 啓史 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



特定 建設業の許可について(通知)

令和 7年 5月 8日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知します。

なお、上記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、
建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失った
ので、念のため申し添える。

記

許可番号 宮城県知事 許可(特一 7) 第 19102 号
許可の有効期間 令和 7年 6月 5日から 令和12年 6月 4日まで
建設業の種類

建築工事業
タイル・れんが・ブロック工事業

大工工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和12年 5月 5日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)